

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	廃棄物処理建屋1階に設置されている燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器用ろ過材プリコートポンプ廻りにて、水のリーク（約4リットル、放射能量：約1.6×10の5乗ベクレル）が認められたため、原因調査及び対応検討	A	2月22日公表済 (PDF 140KB)

その他： 18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）燃料加減リンク機構及び同制御器部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-11）のアクュームレータ用充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	残留熱除去系熱交換器（A）出口導電率検出器のガラス面に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	
4	3号機	480V動力用配電盤（3SA）内動力変圧器用冷却ファン（1～4）の点検において、シャフト軸受部等に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置（C・E）用ボール捕集器のグランド部に空気の吸い込み現象が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	所内変圧器（3A・3B）用中性点接地装置盤の右側扉に開閉操作困難が認められたため、当該扉（2箇所）を点検・修理	D	
7	4号機	ストームドレンサンプルタンク（A）用サンプリング元弁の点検において、弁座シート面に著しい腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
8	4号機	復水移送ポンプ（B）出口側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	ディーゼル駆動消火ポンプの点検において、速度検出回路の接点に固着が認められたため、当該回路を点検・修理	C	
10	5号機	ドライウェル除湿冷却系の冷却装置入口配管用ベント弁（計6台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉建屋4階西側作業用所内空気供給元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	原子炉建屋ストームドレンサンプ（B）循環弁の点検において、弁体・弁座に当り不良及び弁棒に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	直流電源設備の直流24V充電器盤(6A)の電流計切替用操作スイッチに接点動作不良が認められたため、当該操作スイッチを点検・修理	D	
14	集中環境施設	廃液濃縮系中和用硫酸タンクのレベル計用信号変換器の点検において、当該計器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	集中環境施設	所内用空気系後部冷却器(B)のドレントラップ用均圧弁に閉動作不良(全閉不可)が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	その他	水処理設備の脱水機用空気圧縮機駆動用電動機の点検において、冷却用ファンに破損(ひび割れ)が認められたため、当該ファンを交換	D	
17	その他	放射性同位元素の使用許可に係る変更許可申請書(文部科学省へ提出済)における管理区域図に誤記(計9件)が認められたため、対応検討	B	
18	その他	気象観測設備用電気設備の点検において、作業終了に伴う電源復旧の際、ドップラーソーダ(排気筒高さの風向・風速観測装置)に起動不可が認められたため、当該装置の制御回路を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで